

# 肝属地区清掃センターについて

ベッドやタンスなどの粗大ごみは、町では収集しておりません。粗大ごみは肝属地区清掃センターへ直接持ち込んで処分してください。

※燃やせるごみ、燃やせないごみも持ち込むことができます。



持ち込みできる日	月曜日～土曜日と 毎月第3日曜日 祝日の場合も持ち込み可
持ち込みできない日	第3日曜日以外の日曜日と 年末年始（12/31～1/3）
持ち込みできる時間	午前8：30～12：00 午後1：00～4：30
ごみ処理手数料	10kgごとに 80 円

## 【注意】

- ・粗大ごみは可燃性のものと不燃性のものに分ける
- ・袋に入れて持ち込む際は透明の袋で
- ・「一般廃棄物搬入申出書」を提出する  
※清掃センターの受付で発行・記入できます。
- ・住所確認のため、免許証等が必要です。

お問い合わせ先  
肝付地区清掃センター  
鹿屋市串良町上小原 3898-8  
☎ 0994(63)0168

## 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金

生ごみは、家庭ごみの排出量において多くの割合を占めています。

肝付町では、家庭用生ごみ処理機器を購入した世帯に対して、補助金を交付しています。

家庭内での処理のご協力をお願いいたします。 ※町内店舗で購入したものに限りです

処理機器	補助金額	限度額
密封発酵容器 (相場 3千～5千円)	購入額 1 / 2 以内	1基につき 2,000 円
コンポスト容器 (相場 3千～6千円)	購入額 1 / 2 以内	1基につき 3,000 円
電気式生ごみ処理機 (相場 5万～10万円)	購入額 2 / 3 以内	1基につき 30,000 円



▲コンポスト容器

## 私たちが分ける理由

燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ…

「分別ってめんどくさい」

「この分別の仕方ってあつてるのかな？」

そう思う時もありながら、肝付町の皆さんには、日夜分別にご協力いただいているのではないのでしょうか。

皆さん一人ひとりが「ごみ」として捨てる前に少し手を止めて、

「これは資源ごみになるのかな」と考えて動いてもらうことで、

そのごみはまた形を変えられる

「生かせるごみ」になります。

今日のひと手間は、明日からの未来のために。

お問い合わせ先 肝付町役場 住民課 ☎ 0994(65)8411